

岡山市各区選挙管理委員及び補充員の選挙について

岡山市各区選挙管理委員及び補充員が令和3年6月30日をもってその任期が満了するので、下記のとおり選挙を行うものとする。

記

岡山市北区選挙管理委員及び補充員 各4人

岡山市中区選挙管理委員及び補充員 各4人

岡山市東区選挙管理委員及び補充員 各4人

岡山市南区選挙管理委員及び補充員 各4人

森 杉谷 大畑 明辺
1大畑 杉谷 早山 直平
464

下中: 杉口 小杉 杉谷/三木 森 杉谷 227

知山 杉谷 126 129山/杉 杉谷 21 7113

令和3年6月23日

市議会議長 和 氣 健

区選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

1 新委員の任期

令和3年7月1日～令和7年6月30日（4年間）

2 選挙管理委員及び補充員の選出方法

(1) 議会の選挙による。（自治法第182条）

(2) 議会は、議員中に異議がない場合は、「指名推選」の方法を用いることができる。（自治法第118条）

※岡山市の選挙管理委員及び補充員は、今まで当局が作成する候補者（案）に基づいて議長が委員及び補充員を指名する「指名推選」の方法により選出を行っている。

3 選挙管理委員及び補充員（自治法第181条、182条）

(1) 委員会は4人の委員で組織

(2) 委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者

※区選管の委員は、それぞれの区で選挙権を有している者（施行令第174条の45）

(3) 委員の選挙を行う際は、同数の補充員も選挙

(4) 委員又は補充員は、その中の2人が同時に同一の政党等に属する者ではないこと

(5) 年齢基準：新任 69歳以下、再任 75歳以下（岡山市での運用）

4 区選挙管理委員会委員候補者を選任する上での考え方（従来から）

(1) 人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者

(2) 岡山県司法書士会から推薦された者

(3) 行政や教育に携わった経験のある者

(4) 保護司、人権擁護委員等の経験のある者

各区選挙管理委員会委員及び補充員の候補者（案）

区名	区分	再・新	氏名	役職等	年齢	性別	区分	順位	再・新	氏名	役職等	年齢	性別
北区	委員	再	國貞繁樹	司法書士	68	男	補充員	1	再	宮井 宏	元教育関係者	68	男
		再	松原泰通	元教育関係者	73	男		2	再	人見 一	司法書士	62	男
		再	荻野淑子	行政経験者	74	女		3	新	長尾紀江	関停委員	64	女
		新	河合正人	保護司	68	男		4	新	後関智英	元教育関係者	63	女
中区	委員	再	森 真代	元教育関係者	72	女	補充員	1	再	大賀泰子	司法書士	49	女
		再	多久和曉実	人権擁護委員	62	女		2	再	杉谷晴海	行政経験者	73	男
		新	田邊 強	司法書士	49	男		3	新	景山 泰	行政経験者	65	男
		新	大畑 誠	行政経験者	61	男		4	新	直本正明	行政経験者	67	男
東区	委員	再	菅 京子	元教育関係者	68	女	補充員	1	新	塩見 修	行政経験者	56	男
		再	坂口 晃	行政経験者	65	男		2	新	赤木恭吾	元教育関係者	62	男
		新	小松原 閑	司法書士	50	女		3	再	藤原啓子	元人権擁護委員	73	女
		新	河本晃征	司法書士	44	男		4	再	小松昭則	元教育関係者	70	男
南区	委員	再	高橋正巳	行政経験者	74	男	補充員	1	再	岡野道子	元教育関係者	68	女
		再	岡崎 栄	司法書士	72	男		2	再	難波康廣	行政経験者	70	男
		再	橋本尚美	司法書士	73	女		3	新	新井 薫	行政経験者	65	男
		新	島山耕一	元人権擁護委員	67	男		4	新	船橋和子	行政経験者	67	女